



01

「再発行」と「二重発行」は別物！ 領収書トラブルを防ぐポイント！

取引先から「領収書をなくしたので、もう一度発行してほしい」と頼まれることは少なくありません。よかれと思って応じたその一枚が、思わぬトラブルの引き金になることがあります。鍵を握るのが「再発行」と「二重発行」の違いです。両者を正しく区別し、トラブルを防ぐためのポイントを確認していきましょう。

02

法人保険の損金算入 | 最新ルールと出口設計を解説！

法人保険の保険料は、どこまで経費（損金）にできるのか。そして解約したお金は、どう受け取れば無駄がないのか。この「入口」と「出口」のルールは、2019年以降の改正で大きく変わっています。今回は、法人保険の損金算入の最新ルールと、退職金などの出口をあわせて考える「出口設計」について、順に整理していきます。

「再発行」と「二重発行」は別物！ 領収書トラブルを防ぐポイント！

取引先から「領収書をなくしたので、もう一度発行してほしい」と頼まれることは少なくありません。よかれと思って応じたその一枚が、思わぬトラブルの引き金になることがあります。鍵を握るのが「再発行」と「二重発行」の違いです。両者を正しく区別し、トラブルを防ぐためのポイントを確認していきましょう。

そもそも「二重発行」の何が問題なのか

二重発行とは、一つの取引に対して領収書を複数枚交付してしまうことをいいます。領収書は代金を支払った事実を証明する書類ですから、同じ支払いに対して証明書が二つ存在するのは不自然な状態です。これを直接禁止する法律の条文はありませんが、税務調査では公正性や透明性を損なうものと見なされます。受け取った側が元の領収書と二枚目を両方使えば、経費の水増しや架空計上が可能になり、発覚すれば重加算税や延滞税といった重いペナルティの対象になりかねません。発行した側も、悪意がなくても架空計上を助けたとして責任を問われる可能性があるため、注意が必要です。

「再発行」と「二重発行」はどこが違う？

同じ「二枚目を出す」行為でも、扱い方しだいで意味は大きく変わります。何も記載せずに二枚目を渡せば、どちらも有効な領収書として使えてしまい、二重計上に悪用されかねません。これがいわゆる二重発行です。一方、紛失などやむを得ない事情で改めて発行する場合に、その紙面へ「再発行」と明記し、備考欄に「〇月〇日発行分の紛失による再発行」と理由を記しておけば、二重計上を目的としたものではないことを客観的に示せます。両者を分けるのは「二枚が同じように使える状態かどうか」。ここを押さえているかどうか、トラブルの分かれ目になります。

トラブルを防ぐためのポイント

まずは、会社として「原則、領収書の再発行は行わない」という方針を決め、社内に周知しておくことが大切です。そのうえで取引先から求められた際には、代替りの手段を提案するとスムーズです。銀行振込の控えやクレジットカードの利用明細は税法上の証拠として認められますし、領収書の代わりに「支払証明書」や「入金証明書」を作成して渡せば、形式が異なるため二重計上のリスクを抑えられます。なお、クレジットカード決済の際に利用明細とは別に手書きの領収書を出すと、両方が経費精算に使ってしまうため、これも二重発行と同じ状態になる点に気をつけましょう。

領収書の二重発行は、たとえ悪意がなくても、税務上の大きなトラブルや法的な責任を招きかねない行為です。一方で、ルールに沿った再発行であれば、リスクを抑えながら相手の要望にも応えられます。日頃の領収書管理をあらためて見直し、「再発行」と「二重発行」を正しく使い分ける運用を心がけていきましょう。

法人保険の損金算入 | 最新ルールと出口設計を解説！

法人保険の保険料は、どこまで経費（損金）にできるのか。そして解約したお金は、どう受け取れば無駄がないのか。この「入口」と「出口」のルールは、2019年以降の改正で大きく変わっています。今回は、法人保険の損金算入の最新ルールと、退職金などの出口をあわせて考える「出口設計」について、順に整理していきます。

かつての「節税保険」と2019年の改正

2019年より前は、支払った保険料の全額や半額を経費（損金）として計上できる商品が存在しました。通増定期保険や長期平準定期保険などがその代表で、数年後には支払額の8割から9割が解約返戻金として戻ってくるものもありました。つまり、利益を圧縮しながら、後でお金を取り戻せたわけです。しかしこうした使い方は保険本来の目的から外れるとして、2019年に国税庁が通達を改正し、ルールが大きく見直されました。

今のルールは「解約返戻率」で決まる

現在は、解約したときに戻ってくる割合（最高解約返戻率）に応じて、経費にできる金額が制限されています。返戻率が高い保険ほど、加入当初に経費にできる部分が小さくなり、その分は資産として計上する必要があります。返戻率が50%以下であれば原則として全額を経費にできますが、それを超えると一部を資産に振り分けることになり、かつてのような「加入してすぐ大幅に節税」という効果は得られなくなりました。

名義変更を使った手法も効果が薄れた

保険を法人から個人へ名義変更し、税負担を軽くする「名義変更プラン」という手法もありましたが、これも2021年の改正で評価方法が見直され、現在ではほとんど効果が期待できなくなっています。

「繰り延べ」と出口設計

今の法人保険における税務上のメリットは、税金がなくなるわけではなく、支払うタイミングを先送りする「繰り延べ」が中心です。解約時に受け取る返戻金は利益として課税されるため、その年に退職金を支給するなど、出口をあわせて計画することが欠かせません。

法人保険で得られる税務上のメリットは、改正を経て、かつてのような大きさではなくなりました。ただし、万が一への備えや退職金の準備、資金の平準化といった点では、今も十分に活用できる手段です。損金算入の入口だけでなく、退職金などの出口までをあわせて設計することが、これからの法人保険との向き合い方といえます。